

DVにおける強制的介入と被害者の意思

System Interventions on Domestic Violence and Victim Self-Assessments

澤田 知樹

Sawada, Tomoki

ABSTRACT

Under mandatory arrest and prosecution policies, however, there is a danger that the criminal justice system will focus on increasing the number of arrests and prosecutions of domestic violence perpetrators and not on the goals of safety, gender equality, and autonomy. Victims of domestic violence often do not want to testify in court, and if they do, they often recant and/or testify on behalf of their attackers. To effectively create system interventions that are responsive and accessible to all victims, system actors must confront the central issues that nourish victim ambivalence.

はじめに

米国においては、DVの加害者について刑事責任が負わされており、その責任追及過程において刑事裁判が行なわれる。これらは被害者からの訴えに応じ、検察官が手続を進めるわけであるが、被害者が加害者の脅迫による影響を受けたりあるいは将来の暴力による報復を恐れ、訴えを取り下げることがよくある。こうした事態に対処するためにノードロップ政策が採られ、被害者の意思にかかわらずに検察官は訴追手続を進行することができる。これは、一面では、被害者が加害者からの脅迫を受けていたとしても訴追が取り下げられることがないために、そのことは被害者の利益に資すると考えることもできる。しかし、

反面、被害者不在の訴追となるためにそのことから様々な問題が生じる。あるいは、被害者の意思を無視して訴追を続けることはかえって被害者の安全を損ねる結果になるという主張もなされている。

そこで本稿は、そのような被害者不在の問題についてさらには被害者の意思を尊重することの意味について考察しようとする。第1節では、被害者が法廷において証言を拒否したりあるいは加害者に有利な証言をしたりすることについて述べ、第2節では、訴えを取り下げようとする被害者に対する裁判所の対応について述べ、第3節では、被害者の意思にかかわらずに訴追を進行させる強制的介入政策について述べる。さらに第4節では、被害者の意思を尊重することの意味について述べ、第5節では、被害者が意思を表明することの重要性について論じる。被害者の意思を尊重する前提として、被害者は真に自由な意思決定ができなければならない。そのためにはまず被害者の誰からの圧迫も影響も受けない自由な意見表明ができることが必要である。本稿ではその自由な表明や自由な意思決定の可能性について考えていく。

1. 被害者に対する不信

1) 被害者の目標と司法の目標との乖離

DVの被害者に対応するとき、暴力の関係の複雑さを知らされることとなる。政策立案者が最初にDVのケースに介入しようとしたとき、彼らは被害者が保護を求める必要性について複雑であるとは考えていなかった。しかし、法関係者が被害者個人に対応し始めたとき、彼らは暴力のダイナミクスの複雑さを知ることになる。システムの関係者の目標と被害者の目標とが大きくかけ離れることと、DVの被害者の行動が他の刑事事件の被害者の行動と一致しないことから、法関係者はDVに介入するにあたって被害者は信用できる相手ではないと結論してしまうこともあるようである。⁽¹⁾

法システムの中にいる人々のほとんどは、DVの被害者を虐待の関係から離脱させることによって、さらなる暴力から保護しようとする。法関係者はDV

問題に直面したとき、パートナーから暴力を受けている被害者は保護を必要としてしまうとストレートに考えてしまう。検察官、警察官あるいは裁判官は加害行為と解決方法に焦点をあてるだけの狭い見方をしてしまい、加害関係のダイナミクスに触れようとしな⁽²⁾い。

DVの被害者たちは、経済的な理由や、報復されることへの恐れ、離れることについての情報の欠如、パートナーが考えなおしてくれるといった望みなどの様々な理由から、加害者との関係から離脱しないことが多い。だが、そのような逃げ出さないという行動が、他の刑事事件における被害者の行動と一致しないため、システム関係者たちは被害者のことを、よくて信用できない悪ければ不正直であると決めてしまい、被害者抜きでプロセスを進行させてしまうことになってしまうようである⁽³⁾。

被害者が逮捕や訴追を求めるときの第一の目標は、加害者に警告を送ることであろう。暴力の関係からの圧力を受けることなく経済的な安定を求めるための時間を被害者は得ようと試みる。訴追という手段を用いてパートナーから譲歩を引き出そうとする⁽⁴⁾。だが刑事法による処罰は、加害者の過去の行為に対して向けられたものであり、被害者の将来において負うであろう負担……プロセス進行のために時間や労力を費やされること……を考慮しているわけではない。被害者にとっては加害者を処罰することについての優先順位は低い。このように法システムの目標や優先順位と被害者のそれらとが一致しないために、法システムの関係者たちは、被害者の行動に苛立たされることになるであろう⁽⁵⁾。

また、法システムの関係者からすれば、被害者の行動は二律背反、さらには司法システムに対し悪意を抱いているとも採られかねないこともあるようである。被害者は保護命令の申立てを取り下げたり、あるいはすでに出されている保護命令の取消しを求めることがよくある。また、刑事事件において訴えを取り下げるように検察官に求めたり、証言を拒否しあるいは加害者に有利な証言を行なうこともある。さらには刑事手続の進行に協力することを拒否する者もいる。このような場合には検察官は召喚状を発し、被害者に対して証言を強制

することになるであろう。⁽⁶⁾

さらに、民事あるいは刑事における手続進行に積極的に協力することを望んでいる被害者ですら、証人あるいは訴訟当事者として信用できないとされてしまうこともあるようである。トラウマに悩まされているために、受けた暴力についてほとんど記憶していなかったり、度重なる暴力を受け続けてきたため、それらの暴力を適切に区別して説明することができなくなっていることもある。⁽⁷⁾ また十分に証言できる被害者ですら、法システムの関係者を落胆させることもある。怒りを顕わにする被害者や無表情な被害者は、加害者の責任を追及しようとしている法律家にとっては厄介であろう。⁽⁸⁾

このように、DVのダイナミクスに関して不慣れな法関係者から見れば、被害者の行動は理解しかねることが少なくないようである。これらの不可解とも思える行動は、暴力被害女性シンドローム（Battered Women's Syndrome：以下BWSと略す）や実力支配モデル（Power and Control Wheel Model：以下the Wheelと略す）によって説明されている。

2) 被害者の不可解な行動についての説明

BWSとは、なぜ被害者が暴力を受ける関係にとどまるかについて、激しい暴力を受け続けたことにより「擦り込まれた無力感（learned helplessness）」という観点から説明するものである。擦り込まれた無力感とは、自分の意思決定が自由にできないことあるいは自分の利益になることを考えることができないという状況に置かれていると説明される。⁽⁹⁾

BWSはDVの被害者の支援者たちにとっては大変有益なものであらうと考えられる。DVの被害者の非合理的とも思われる行動を説明でき、そしてなぜ被害者が自分の利益に反するような行為をするのかについての様々な理由について科学的な支持を引き出すこともできると考えられよう。

しかし、BWSの効果は全体としてはポジティブなものではないと主張する論者もいる。この論理（BWS）が法廷においてうまく機能することができた

としても、この論理によって被害者に対する信用は毀損されてきたと主張する。⁽¹⁰⁾この理論は被害者女性を無力で屈從的で信用できない相手であるとしたイメージを強調し、さらには陪審員をして、被害者は非合理的で無能で精神的に悩まされているとラベルし、被害者を無能な者として特徴づけてしまうことへと導いてしまうであろうと主張する論者もいる。⁽¹¹⁾

次に、the Wheel はDVについて説明するにあたって批判的な手法として広く認識されているようであるが、この論理もまたDVの被害者について、自分の利益に従って行動できない者としてのイメージを強調するものであると主張する論者もいる。the Wheel は加害者の多くの支配的行動によって被害者は圧倒されてしまっているとする。裁判所もこの考え方を許容し、被害者が暴力の関係から逃げようとしなないあるいは問題が起きたことすら否定するといった不可解な行動についての説明を含め、DVの訴追における被害者の非合理的とも思える行動についての説明を受け入れている。⁽¹²⁾

The Wheel は、被害者の一貫しないとも思える行動についての説明を助けるものではあるが、被害者の行動が合理的であるとするものではない。⁽¹³⁾この論理は、被害者の個人としての自己決定をなす能力を減じるものであり、それは被害者は信用できない者であり訴追に必要な協力を得ることは困難であるというメッセージを強調するものであると主張する論者もいる。⁽¹⁴⁾

これらの主張のようにBWSやthe Wheelは、自由な意思決定が行えず司法プロセスに十分に協力することができなくなってしまっている女性を助けるために現れたはずであったわけであるが、それは反対に被害者女性を信用できない者と看做してしまい、女性の自由な意思決定や自律を破壊してしまっているという主張が見受けられる。被害者の加害者に対する恐れなどから、法廷に出頭することあるいは証言することを拒否する被害者、さらには訴えそのものを取り下げてしまう被害者もいる。このような被害者を保護・救済するためには、被害者不在のままでプロセスを進行させることが必要であると考えられてきて、そのためにノードロップ政策が採用されたと説明されている。⁽¹⁵⁾だがこのよ

うな政策の影響や効果そして結果については賛否両論が見られる。それらはこの政策の影響・効果・結果等について考察しているものであるが、この政策を採用すること自体と被害者の自由な意思決定や自律との関係についても検証・考察されなければならないであろうと考えられる。訴えを取り下げることにより、被害者は保護・救済されなくなるとも主張されるが、被害者の自由な意思決定や自律を害することになるかも知れないことも考えなければならない。また、被害者が訴えを取り下げるのは、加害者に対する恐れ、報復に対する恐怖等様々であるから、それは被害者の真に自由なる意思決定であるということは疑わしいとも考えることができるかも知れない。それならば被害者が真に自由に意思決定できるためには、何が必要か何を改めなければならないかどのようなサポートが必要か等を考えていかなければならないであろうと考える。

2. 裁判所の対応

1) 保護命令取消の求め

裁判官は心理的社会的論理そして信用できない被害者を見てきた経験によりかなりの影響を受けている。このような影響は、民事・刑事の事例における信頼性についての判断に影響するのみならず、被害者が民事上の保護命令の取消を求めるにあたっての動機を否定し始めた。このように被害者の動機を否定することは、必要的介入に対してと同様に、矛盾したメッセージを表している；DVは重要な社会的問題ではあるが、その被害者はこの問題に対応する際の消耗品的な存在にすぎない⁽¹⁶⁾。

例えば、保護命令を受けて夫と別居し働き始めた女性の例を挙げると、彼女には小さい娘が一人いるために、働きに出るときにはシッターを雇わなければならない。その費用の捻出のために勤務時間を増やしそれは夜間にも及んだ。夜間のシッターの費用はより高額であるために、彼女は別居の夫と相談し夜間は彼に来てもらって娘を見てもらうことにした。だが、保護命令の対象となっている者を家に入れることは、保護命令違反となる。それを避けるためには、

彼女は仕事をやめ生活保護を受けるしかない。そこで彼女は保護命令の取消を求めた。だが、裁判官は暴力が続くことを懸念し、彼女の要求を拒否した。彼女は仕事をやめることを余儀なくされ、10ヶ月の保護命令の期限が切れるまで生活保護を受けることとなった。10ヶ月後に彼女は職場に復帰できるだろうか？⁽¹⁷⁾

DVの事例において裁判官は、派生する安全についての問題という高いリスクを持った事例に直面する。裁判官の被害者の安全についての懸念は、保護命令を発するときよりそれを取消するときにより大きなものとなる。結局、裁判官は被害者はリスクにさらされていると判断する。法的な枠組みには、命令の取消を求める際の動機についてのガイダンスが定められていない。首都特別区(District of Columbia)では(他の50州の同様の法的救済についての例として)被害者は民事上の差止命令(injunction)を求める資格を有するが、被害者は加害者とほとんど接触することができない⁽¹⁸⁾。この命令に違反したときには、刑事上の侮辱罪あるいは軽犯罪として訴追によりこの命令が執行される⁽¹⁹⁾。この法制度のもと、裁判官には申請者が保護命令の取消を求める動機を認めるか否定するかについて自由な裁量を与えられている。

また州の保護命令についての条文の多くは、取消の動機については規定しておらず、司法的命を取消すにあたっての裁判官の専権を許している⁽²⁰⁾。保護命令の取消について規定している州法においても、その動機について裁判官が判断する際の規準を定めておらず、あるいは定めていたとしてもなお裁判官に広い裁量を認めている⁽²¹⁾。このため申請者は取消と求めるにあたって十分な理由を示さなければならないことになる。

被害者が保護命令の取消を求める理由は様々である。問題が解決するより前に争訟を放棄するに至る理由について考えなければならない。別居したあと、彼女は経済的な事由や子どものケアの責任といった別居生活をやりくりするにはとても困難な問題に気付かされる。そして彼女は、同居することによりもたらされる害悪のリスクと命令を取消すこととをハカリにかけ、そして取消すこ

との方がより安全であると結論づける。⁽²²⁾そこでもはや保護命令の執行を望まなくなつた被害者は、保護命令を守ることを控えたりさらなる司法的介入を避けようとする。だが、加害者が保護命令に違反することを許容した被害者に対して、裁判官は有罪を言い渡す。⁽²³⁾このように保護命令違反に対して有罪とされることが知れ渡ってくるにつれ、被害者は保護命令を無視することよりそれを取消することを求めるようになっていくであろう。⁽²⁴⁾

このように法律の遵守よりも生活の維持といった厳しい重圧によって、被害者は法律に保護・救済を求めることを断念せざるを得ないという状況がひろくいき亘っているというのが実情であると推定されよう。このような法律上の要求と事実上の負担とが衝突するとき、実際には後者の方を採らざるを得ないというのが多くの被害者にとっての現状であると推察されるが、裁判官にとってはそのような事情に基づく動機を判断する際の基準が定立されていない間は、やはり法条文にしたがって判断せざるを得ないと考えられよう。だが、基準が条文に書かれていないのであれば、法の欠缺を補うのは裁判所の役割であるから、判例の積み重ねにより基準を少しずつ創りだしていくことが期待されよう。

2) 保護命令取消についての判断

保護命令が出されている期間中に、被害者の方から加害者に接触することは少なからずあるようである。生活や子どもの養育について話し合うためには、加害者との接触は避けられないであろう。しかし、この行為は保護命令違反あるいは加害者が保護命令に違反することについて幫助ないし教唆したこととされ有罪になることもある。それを避けるためには保護命令を取消することが必要となつてきそうである。そのような場合、その取消を求めるについての被害者の動機は、真に自由な意思によるものと言えるであろうか？例として、1995年の New Jersey 最高裁の判断では、禁止命令を撤回するについて被害者が同意したときには、それは被害者が自発的にそうしたのであり、裁判所はそれ以上の考察や分析なしに命令を取消すべきであると判示した。⁽²⁵⁾しかし、1990年代

における New Jersey の下級審の判断には、取消す動機を自動的に認めることを禁止したのもある。原告と被告との双方が出廷し以後の進行なしに争訟を終わらせると求めたのであれば、それ以上の分析は行なわれるべきではない。そのような状況においては争いについて最も緊密な当事者個人が、法的手続の進行を終わらせると決意したのである。だが、そのような形式的な調停に基づく命令の取消と肯定するのではなく、調停での状況を分析すべきである。最初に保護命令を発したときの評価に用いられた情報の全てと同様に、当事者間における状況の変化についても分析すべきであるとした。⁽²⁶⁾

その後、DVについての精神的社会的論理の影響を受け、New Jersey の最高裁は 1998 年 Stevenson 判決において、被害者の命令と取消を求める動機について判断を行なった。原告は、自分の子どものケアについて夫の参加を求めたいので、彼との関係を考え直して保護命令の取消を裁判所に求めた。この動機について考慮するにあたって裁判所は従来の解釈を変更し、条文の求める十分な理由について原告・被告双方に適用すると判示した。そして、十分な理由が存するか否かを判断するにあたって最も関係のある要因は、被害者の加害者に対する客観的な恐怖であると判示した。⁽²⁷⁾しかし、裁判所はDVのダイナミクスと被害者の判断について論議した後、原告の主観的な分析を採用することを拒否した。彼女は加害者の悔恨に影響されているため合理的な考慮をしていないであろうと示した。そして実力支配のダイナミクス (power and control dynamics) を引用し、被害者の主観的な恐怖は危険を示すものとして信用できないと判示した。⁽²⁸⁾裁判所は最終的に将来の暴力についての客観的な恐怖の存在を認め、そのような場合には裁判所は命令の取消を求める動機を否定しなければならないと結論づけた。⁽²⁹⁾一年後、I. J. vs I. S. において、裁判所は十分な理由の基準を原告に課すべきではないとしている。民事の事例においては、被害者の主張を額面通りに採用すべきであり、原告の役割についての考慮は重要でないとした。⁽³⁰⁾

これらの事例は、被害者が保護命令の取消を自発的に求めてきたときの司法

判断についてよく表している。裁判官はDV被害者の支援者や社会論者からの情報を得て、虐待を受けた被害者を保護する義務ないし熱意に駆り立てられる。被害者を危険な状況に戻すことよりむしろ被害者の要求を撥ねて保護命令を維持することを好む。被害者が危険に貶められることを阻止しようとする。ここで、被害者の個人としてのリスク評価と原告として証言し自己の主張を論証しなければならぬ訴訟当事者としての判断という相違が生じてくる。⁽³¹⁾

そのようなとき裁判官はどちらを重視するのか？被害者が証言を行なうとき加害者に有利な証言を行なうという例を、法関係者は多く見てきている。そうであるならば、法関係者は被害者の証言を重要視しないことになるかも知れない。だとすれば、被害者の個人としてのリスク評価というのはどのように判断すればよいのであろうか？それをどのようにして知るのか？知ることができるのか？知ることができたとしても、それが真に自由な意思によるものかはどう判断するのか、さらにその判断に基づいて決定を行う際に、誰（どの）アクターの考えを重視するのか？被害者個人か、裁判官か、それとも他の専門家か？また被害者の最善の利益（best interest）とは何なのかについても考察し明らかにしていかなければならないと考える。

3. 強制的介入の効果

1) 被害者の意思と被害者の利益

必要的介入の政策は統一的な目標を達するために設けられたものであって、被害者それぞれあるいは事例それぞれについての多様な対応をなすわけではない。また、たとえ法システム関係者が被害者の安全を考えて動こうとしても、あるいはたとえ警察官や検察官が被害者の個人的な安全にコミットしようとしても、財政的な制約によって、より達成が容易な数量的な成果に第一に焦点をあてるように押されてしまう。そのようなやり方で、警察や検察はうまく職務を遂行できたとしても、長期的にみればそのようなやり方は効果がないかも知れないし、あるいは実際には被害者の安全をかえって減じてしまうかも知れない。

い。必要的逮捕やノードロップ訴追そして民事上の保護命令取消の拒否がうまく機能するかどうかを分析するにあたっては、被害者の安全というDV被害者や法システムの関係者の当初の目的に焦点をあてるべきであり、これらの介入政策が加害者の暴力から被害者をいかに安全に保つことについて効果があるかについて見定めるべきであろう。⁽³²⁾

必要的逮捕においてその抑止の効果は、加害者が刑事法システムの関与を受けることにより社会的あるいは職業的地位を失うという立場にあるときのみ効果があると言われている。きちんと定まった職に就いている者であるならば逮捕されることにより自分のキャリアを危険にさらすことになるが、定まった職に就いていない者については、逮捕することは実際には暴力を増強させることになるであろう。⁽³³⁾

ノードロップ訴追と裁量的訴追との効果を分析した研究によると、加害者を逮捕訴追することは被害者にとって利益となるように見えるが、加害者が逮捕されず起訴もされないときに比べて、被害者にとってよりよい効果ないし結果をもたらすとは言うことができないとするものもある。訴追を中止することは被害者をリスクにさらすかも知れないが、被害者に訴追の取下げの自由を許容することの方が安全についての機会を与えることになると主張される。⁽³⁴⁾ 訴追についての裁量があり、そこに被害者の意思決定が反映されるときの方が被害者はより安全であるという分析もある。⁽³⁵⁾ また逮捕や訴追が行なわれることにより暴力が激しくなる結果になるという被害者自信の評価はしばしば正確であるため、被害者の意思を重視する政策を採ることによって暴力を減じさせようという提案する論者も見られる。⁽³⁶⁾

必要的介入によりもたらされる意味は、事例ごとに被害者の要望に向き合っていて異なって解釈されるべきである。ひとつは、法的強制介入政策は、被害者は合理的な判断ができないであろうという意味を表している。被害者の法的手続進行についての要望が退けられたとき、彼女は自分が適正な判断力に欠けると思われたと結論づけるかも知れない。⁽³⁷⁾ ある論者によると、強制的介入政策は、

被害者女性を弱々しくて非協力的で精神的に病んでいてそしてあるいは決断力のない者として扱ってしまうと主張される。⁽³⁸⁾このような安易な考え方は、被害者を法的手続進行を決める役割から排除してしまうことになるであろう。⁽³⁹⁾

いまひとつの意味は、この政策は法システム関係者や裁判官を、被害者の利益に沿った決定をなすにあたってより能力があるということを表している。法システム関係者や裁判官が自分たちの考え方や方法をDV問題を扱う際に課すのであれば、被害者は自分より彼らの方が優先されていると結論づけてしまうかも知れない。検察官は自分たちのシステムが正しいと信じているから、それを被害者に適用することがよい結論を導くと考えているであろうが、あるいは、保護命令の取消を認めない裁判官も同様であろうが、自分の意思を否定された被害者にとってみれば、それはパターンリズムであり個人を尊重していないと解釈するかも知れない。⁽⁴⁰⁾

反対に、強制介入政策や保護命令取消の拒否は、法システムは積極的に被害者を暴力から保護するという意味を伝えている。被害者は真に保護を受けることを欲しているのであるが、加害者からの強制による効果のため、訴追を取下げあるいは保護命令の取消と求めることがしばしばある。裁判官が被害者の意見を十分に聴き、被害者が取消を求める理由が加害者からの強制であることを知ったならば、裁判官は取消を認めないことによって加害者に対し、裁判所は加害者の強制によって操られないというメッセージを伝えることができる。強制介入政策や保護命令取消の拒否による対応により、被害者は保護下にあるということによる抑止力を与えることによって、加害者を柔和させることができるかも知れない。⁽⁴¹⁾

だがやはり、フェミニストたちは、強制介入政策は女性たちから彼女たちの代弁者と自律を奪い、被害者の要望を州の意思に置き換えようとするものであると批判する。州の法律関係者が被害者の声を沈黙させるようなメカニカルな政策を押し付け、女性たちの声を黙殺しようとしていると批判する。⁽⁴²⁾

これらの例が示すように、強制介入政策や保護命令取消の拒否は、被害者の

意思を軽んじるものとして批判が強いようである。だが、裁判官が被害者の意思を十分に聴くことができるのであればこの政策も十分に機能するという主張もある。被害者は真に保護を受けることを欲しているにも拘わらず、加害者の強制や脅迫によりその意思とは反対のことを表明することがしばしばある。このようなときには、被害者の「真の」意思が反映されたとは言えないと考えることができよう。ここで問題は、裁判官が十分にあるいは適切に被害者の「真の」要望ないし意思を聴き出すことが可能であるかどうかということである。裁判官や他の法律関係者は、時間・費用その他のリソースの不足により、そのような聴き取りを十分に行なうことが困難であろうと推測されよう。このような問題は事実上の問題であるかも知れないが、無視するにあまりにも大きな問題であると考えられよう。このように被害者の真の意思を知ることができるかどうか、被害者の保護・救済にとって最も重要な要素となってくると考えられよう。真の意思ではなく強制されて表明した意思表示であるなら、それは自由な意思とは言えないのであるから。法的手続を進行させるにあたって被害者の自由な意思を尊重するためには、その前提として被害者が何者からも強制や影響を受けずに真に自由な意思を表明できる状況を創り出すことが必要であると考ええる。

2) 被害者自身によるリスク評価

ある研究によれば、介入政策を進行する際に被害者を排除するのであれば、被害者の安全を効果的に保障することができないことが示されている。ひとつは、被害者不在での強制介入政策は被害者の安全を確保できるかどうか証明されていないこと。いまひとつは、被害者こそが加害者の将来の暴力を予想するにあたって最も適した位置にいるということである。⁽⁴³⁾ 今までの法的介入政策は、被害者を法システムに入れなかったことによって被害者の二律背反の問題を避けようとしてきたが、むしろ被害者の参加を促進することによって、この二律背反について明らかにしていくべきであると主張される。⁽⁴⁴⁾ すべての被害者に対

応できアクセスできる効果的な介入システムを創り出すために、法システム関係者は被害者の加害者による報復に対する恐れ、加害者への経済的依存、加害者による強制や支配、被害者の法システムへの不信などからくる被害者の二律背反を助長するような問題の核心に取り組まなければならないと主張される。⁽⁴⁵⁾

被害者を含めた方法での最も効果的なやり方でDVに取り組むことを始めるために法関係者に必要なことは、司法システムの目標との関係におけるパラダイムのシフトである。加害者を有罪にするとかあるいは保護命令を発することによって被害者と法システムの間を終わらせるのではなくて、私たちの最終の目標は被害者の安全であるのだから、被害者が離婚しようと考えているのか、どのような支援を求めているのか、どのような扱いを受けることを望むかについて法システムとの可能な限りの相互関係を被害者に提供することによって、目標に近づいていくことが必要であろうと提唱される。また、刑事あるいは民事の司法システムの関係者たちは、法律以外のリソースや他の研究に触れる機会が、通常はないので、医療や健康に関する専門家を招いたトレーニングを進めるべきであろうと主張される。⁽⁴⁶⁾

被害者の意思を尊重することは重要であると考え。しかし、司法関係者は被害者の意思を知るについて十分に効果的な位置にいるわけではないのかも知れない。そのようなときには、法関係者以外の他の領域の専門家の参加も必要になってくると考えられよう。そのためには、どのような専門家を参加させどのような方法を行なっていくことが効果的であるかが重要になるであろう。被害者の真に自由な意思を適切かつ効果的に聞きだせるあるいは伝えることができる者はどのような者かについて考えていかなければならない。

4. 取消を求める被害者への対応

1) 保護命令の取消について

保護命令を申立てた者が、加害者とその命令に違反することについて合意できるか否かという問題が生じる。被害者が生活や子どもの養育について話し合

うために加害者と接触することはよくあることである。このとき、加害者が被害者に接触することは形式的には保護命令違反となるが、被害者が接触到合意しているときには違反とならないのであろうか。あるいは、被害者の意思により保護命令の効力をいわば一時的に停止させることができるのであろうか。この問題について *United States v. Robinson* にて裁判所は、条文の意図から判断して、保護命令によって保護を受けている者は加害者の違反について合意することができないと判示した。この事例において、加害者は彼の妻が違反することについて合意しているのであるから、この場合「被害者はいない」のだから有罪とはならないと主張したが、裁判所はこの主張を退けた。この判断は、被害者へのエンパワー（empower）と法的コントロールとの交差をよく表している。被害者は保護命令を求めてエンパワーを受けた以上その命令を法的に取り下げない限り、彼女は加害者との関係の態様について自分で決める能力を失う⁽⁴⁷⁾。これは法的手続に関与した者が直面する状況をよく表している。法律はしばしば個人を極端な位置に置く。すべてを公的機関に委ねるかあるいはずっと被害者であり続けるか、と揶揄されるところである⁽⁴⁸⁾。

また州裁判所においてもいくつも次のような事例が見られる。保護命令を求めた被害者が加害者の保護命令違反に合意したとき、その被害者を違反についての幫助ないし教唆として処罰することができるかという問題について争われた。オハイオ州最高裁は、高裁の判断を覆し、保護命令にて保護の対象となっている個人を幫助ないし教唆で訴追することはできないと判示した⁽⁴⁹⁾。DVの被害者を共謀として訴追することを許容することは、立法意図に反することになり、そして公共政策の観点からも許容することはできないと判示した。

反対に、ケンタッキーにおいてはある裁判官は、保護命令の対象である男性と接触した女性を法廷侮辱としている。保護命令は双方の当事者を拘束するものであり、加害者とその被害を受けた者との両方を命令違反で処罰することができる⁽⁵⁰⁾との意見を表明した。

保護命令に違反した被害者を処罰するという判断は、裁判官たちは暴力の間

題を二人の当事者間における私的な問題としてではなく、加害者と裁判所システムとの間の公的問題であるという論理を創設しようとしているといったトレンドの一部であると主張する論者もいる。だが、DVを深刻な公的問題として認識することは重要であるが、保護命令違反として被害者を罰することは、保護を裁判所に求めるについて萎縮効果を生じることになるであろうと、被害者の支援者は主張している。また、子どものケアや経済的事由などの問題が絡んでいるとき当事者が互いに接触をとることを全てを否定することは非現実的であるとも批判されている⁽⁵¹⁾。さらに、この政策は、暴力が行なわれているにも拘わらず女性が関係にとどまることがしばしばあることや、精神的、文化的、地域的そして経済的理由でパートナーのところに帰ることを決意することもあるという現実を無視するものであるとの主張がある⁽⁵²⁾。

これらのように、加害者が被害者に接触することを許容した被害者が、保護命令違反として処罰されることもあり得る。だが、ある判例に示されたように被害者を処罰することは立法意図や公政策に反することになると考えられる。反対に、DVへの対応は公的問題であるから被害者をも拘束するとの主張もある。また、保護命令違反の加害者は、被害者の合意があることを理由に処罰を免れることはできないと判示されている。このことについては、「合意は違法性を阻却する」に照らして疑問がないわけではないかも知れないが、保護命令を設けた立法意図は被害者の保護にあるのだから、加害者が責任を問われるという結論は妥当であると考えられよう。

だが、さらに進んで被害者をも処罰することについては支持することが困難ではないかと考える。DVを公的問題であると認識することは重要であるが、公的問題であるが故に直ちに被害者を含めて双方を処罰しなければならないと結論づけることは適切であるか疑問であると考えられよう。公的問題であるから、私人は自己の自由な意思で権利・義務を創設あるいは放棄できないという考えも十分に成り立つであろうが、同時に被害者の保護が立法意図であり公共政策であるのだから、公的問題であるから故に直ちに双方を処罰できると結論

するのは適切ではないかも知れないと考えることができるかも知れない。つまり、公的問題や公共政策の内容についてその内容を十分に検証・考察した上でそれぞれの政策目的・方向性に依じていかなる対応が適切であるかを模索・探求していかなければならないと考える。

2) ノードロップ政策について

ノードロップ訴追において検察官は、被害者の証言や協力がなくても訴追を行なう手続を進めなければならない。推奨者は、この政策は加害者が被害者に訴追を取り下げるように圧力を及ぼすことを防ぎ、訴追を行なったことについて被害者が非難を受けることがなくなると主張する。批判者は、そのような訴追方法は常に最も効果的な解決になるわけではなく、被害者が訴追しないと決意するについての被害者の自律や安全に関する懸念を無視していると主張する。⁽⁵³⁾

Crawford v. Washington⁽⁵⁴⁾の事例において、被害者は警察において被害についての供述を行なったが、裁判所においては婚姻免責によって証言することはできなかった。Washingtonの裁判所は法廷外での供述でも十分に信頼できると判示したが、連邦最高裁は、修正6条の対審条項は証人が法廷に出頭することを要求しているとして、判断を覆した。⁽⁵⁵⁾

このように手続を進行するために証人の法廷への出頭を求めるのであれば、この判決は、訴追を押し進めようと決意したDV被害者が、ノードロップ訴追においてコントロールや自律を行使するには、単に司法当局に協力することを拒否することによってできるということを示したと見ることもできる⁽⁵⁶⁾との主張もある。

ノードロップ政策には二種類あり、「ソフトな」ノードロップと「ハードな」ノードロップである。ソフトなノードロップでは検察官が主となって訴追を行なうが、被害者が協力を拒んでもそのことに対するペナルティはない。だがこのような強制的でないノードロップ政策といえども、被害者の意思を完全に尊

重するわけではない。訴追に参加するかどうかは被害者自身が決めることはできるが、訴追手続を進行するかどうかは最終的には検察官が決定する。⁽⁵⁷⁾

ハードなノードロップでは、検察官は被害者の希望のあるなしに拘わらず手続を進行しなければならない、訴追に協力しない被害者はペナルティを受けることもある。検察官が、手続に参加しようとしぬ被害者に対して参加を強いるとき、被害者は三つの選択肢を有する。加害者に不利な証言をして繰り返される暴力のリスクにさらされるか、加害者に有利となるように前の証言を覆して彼女自身が偽証罪の訴追の対象となるか、そして証言を拒否するかである。証言を拒否したときには、召喚されたとき証言を拒否した証人と同様に被害者は法廷侮辱に問われることになる。⁽⁵⁸⁾

推奨者は、このような強制的政策は検察官をDVの事例に真剣に取り組ませ、被害者や子どもに安全をもたらし、加害者が被害者を脅迫して訴追を取り下げたり証言を拒否したりさせようとするインセンティブを取り除くことになると主張する。⁽⁵⁹⁾ 反対者は、被害者の異議や自律を顧みず、そして被害者が訴追を望まないことの根底にある安全や経済的理由などを無視することになると主張する。⁽⁶⁰⁾

反対者の主張は、被害者の意思を尊重しないことを理由の基盤としていって考えられるが、その理由を生じさせる原因は、被害者の加害者に対する恐れ、報復やさらなる暴力のエスカレート、子どものケアの問題、その後の生活といった様々なものと推察されよう。だが、これらの要因によって訴追を取り下げるとすれば、それは被害者の真に自由な意思によるものではなく、拘束ないし影響を受けた意思であると考えられることができるかも知れない。このような場合に、被害者の意思を探求することまでは検察官に求められているわけではないと考えることができるかも知れない。そうであるならば、このような被害者の真の意思を探求することを行なうのはいかなる者が適切であろうか。また、そのような深層まで探求すること自体について、被害者個人の意思が尊重されなければならないのではないかと考える。被害者の真の意思を知る方法とその

適否についても模索・探求していかなければならないと考える。

5. 被害者参加の促進

1) 政府機関による証拠への関与

Crawford において最高裁は、被害者が法的に出頭しないままにその陳述を証拠として採用することは修正 6 条に反すると判断したが、同判決において Scalia 判事は次のように表明している。証明力を有する証拠を準備するにあたって政府職員が関与することは、その職員が警察あるいは裁判官の側にいることと同様のリスクであることを表している。証拠を準備する際に政府職員が関与することは、訴追上の濫用の可能性を表している。⁽⁶²⁾

このように被害者不在のままに訴追手続を進行させることは、被害者の意思を尊重しないばかりではなく、訴追の濫用の可能性があることが指摘されている。警察や検察に対して被害者が陳述したことを、法廷に被害者が出頭することなしに、それを証拠として採用するのであれば、それは政府職員によって証拠が作りだされているかも知れないあるいは政府職員によって法廷での手続進行に都合のいいように証拠が編集されているかも知れないというリスクが指摘されていると考えられる。

Crawford において Scalia 判事は「証明力を有する (testimonial)」を定義することを控えたが、⁽⁶³⁾ State v. Davis において最高裁は、修正 6 条は証明力を有する陳述についてのみ適用されると判示した。⁽⁶⁴⁾ 警察が緊急通報を受け、事態に対処するために行なった質問に対する被害者の陳述については、そのような状況下で行なわれた審問に対する陳述は法廷における証明力を有しないと判示した。反対に、そのような緊急性がなくそして審問の第一の目的がその後に続く刑事訴追の可能性に絡んで行なわれるものであるなら、そのような状況下での陳述は、証拠力を有する陳述であるとした。⁽⁶⁵⁾ このように緊急事態への対応と刑事訴追のための証拠準備とは異なったものであることが示されている。

だが、Thomas 判事はこの二分法を批判している。緊急事態への対応につい

てと証拠の収集について、警察はしばしば個人を質問するにあたって複数の動機をもってあっている。このような事情から、審問の第一の目的は何なのかを特定することは困難であるかも知れない⁽⁶⁶⁾。このように、二つを分解して事態に当たることは困難であると考えられよう。それら二つの出来事はしばしば同時に起こるのであると推察されるからであろうから。また、DVの被害者にとっての緊急性は他の刑事事件の被害者のそれとは異なる⁽⁶⁷⁾との主張もある。

Scalia 判事が述べたように、DVの法廷において政府が証拠に関与することは、訴追の濫用の可能性の問題があるように見受けられる。必要的逮捕や必要的訴追が広くいき亘っているために、警察はDV事件の可能性に対応することが可能であるが、彼らは直ちに法廷に向けての証拠の収集を始めるであろう。警察は、現場における被害者の態様と法廷で許容され得る陳述の記録との双方について注意を払うことになるとの指摘もある⁽⁶⁸⁾。

警察の緊急事態への対応と訴追に向けた証拠の収集といった二分法は概念上は可能であるかも知れないが、現実としてはとても困難であると考えられよう。だが、それぞれの目的による審問によって得られた陳述が「証明力を有する」かどうか、証拠として採用することができるかどうかを区別することは重要であるとする。それは、行政調査によって集められた資料・証拠を刑事手続に用いてはならないこと、あるいは刑事訴追を目的として資料・証拠の収集を行ってはならないという問題についてと、共通するものがあると考えられることができるかも知れないからである。DVの被害者を保護・救済するにあたって行政機関がなし得ることは少なくないと考えられる。そのとき、被害者に対応した際に収集された資料や陳述は、刑事訴追を進行するにあたってとても重要で有力な資料となると推察されよう。このような事態に対する抑止を準備しておくべきであるとする。また、被害者不在により、政府職員により証拠が作りだされることについての懸念も生じている。これらの懸念を減じるためにも被害者の参加が必要であると考えられることができるかも知れない。

2) 被害者の意見表明の意味

被害者が法廷不在であることは証拠能力の問題のみならず、被害者の意見の表明そのものができなくなるという点でも問題である。被害者不在の訴追により女性たちの沈黙の可能性が助長されることとなる。被害者が証言しないことによって、常に安全であるかどうかは明らかでないからである。加害者の行為により常に被害者は証言を拒否することを余儀なくされているかどうかを注意深く分析すべきである。⁽⁶⁹⁾さらに、女性は証言あるいは参加しないことによって常に安全であるかどうかは明らかでない。被害者がなぜそのような状況になったのかについて多種多様な事情が存する。それらを知らずして、将来の安全を得ることのできる可能性は低いであろう。そのような事情を知ることができないままに被害者不在の訴追を進めるのであれば、それにより被害者たちの沈黙が助長されることになるであろう。これらの沈黙により、被害者を支援しようとする法律や政策との対話が閉ざされてしまうことになるであろう。⁽⁷⁰⁾

このようにDVの被害者をシステムティックに沈黙させてしまうことは、被害者の大半が女性であり、そして女性は歴史的に政策的にそして法律的に社会のなかで従属的であり沈黙させられていたことから、問題である。さらに、従属的なグループが沈黙させられることは、それによりさらに従属的にせしめ扱いやすくすることになるため、とても重大なことである。⁽⁷¹⁾対話することは力の行使である。⁽⁷²⁾少ないスピーチしか持たない者に対しては、多くのスピーチを持つ者と比べて、不平等をもたらす。⁽⁷³⁾話すことが自己表現、認識、参加の一つの形態としての価値を持つ。⁽⁷⁴⁾個人がスピーチできないとき、その者は無視され力を無くしてしまう。さらに、ある見解に耳が貸されなかったとき、法システムは真に効果的であるかどうかは確かでないであろう。DV被害者を沈黙させておくことは、加害者への従属に甘んじさせるばかりでなく、法システムにも従属させてしまうことになる。被害者不在の訴追について考えるのならば、三つの重要な問題について明らかにされる必要がある。被害者は刑事法に無視されていないか、より多く発言することによってDVの法律や政策がより効果

的になるのではないか、そしてDVの被害者はその従属的地位に甘んじていないかどうかであるとの主張がなされている。⁽⁷⁵⁾

また、現行のどのような政策が機能しているか、そしてどのような政策がジェンダーによる従属や暴力を永続させているかを見極めることが求められよう。ある政策はある女性たちにはよく機能するが、他の女性たちにはうまく機能しないこともある。DVの被害者に対する私たちの認識も変えなければならないであろう。被害者を顔の見えないステレオタイプとして捉えるのではなく、多種多様な事由からくるDVの複雑性について理解することを始めなければならない。そのためには被害者との対話が必要となるが、被害者不在の訴追はそのような対話の可能性を制限することになるだろう。そしてそれによる沈黙によりDVの政策の効率は制限されることになるであろうと指摘される。⁽⁷⁶⁾

さらに、福祉を受ける母親にとっては法システムが、彼女たちを監督する官僚による屈服の儀式の一部として、彼女たちを沈黙させるという主張もある。⁽⁷⁷⁾ 彼女たちは、官僚のやり方に異議を述べると福祉をカットされるというリスクを負うこともある。システムが、発言した人々にペナルティを与える。沈黙することは生存のための行為なのである。このように福祉を受ける母親の政府官僚への従属が続くため、沈黙はこれらの女性をより従属に追い込んでいることになる⁽⁷⁸⁾と言われる。

これらのように、被害者は意見を表明しないことによってさらに被害者としての状況に追い込まれ続けていると考えられる。これらの被害者と対話するために必要なことは、とにかく被害者の声を聴くことであると考えられよう。被害者の発表を受ける側にとって、その審問が証拠力があるかあるいは証拠として採用できるかどうかという問題よりもまず、被害者の声を聴かなければならないと考えられよう。そのためには、それを聴く者はどのような者（あるいは機関）が適しているかについて考えなければならない。現行のように法廷において耐え得るか否かではなく、被害者の保護・救済のためにはいかなる方法によって意見を聴くことが適切であるかについて模索・探求していかなければな

らないと考える。

むすびにかえて

被害者の自由な意思表示の機会をいかに確保するか、それらを聴く者（あるいは機関）として誰が適しているかについて考えていかなければならない。そのような自由な意思表示を受けて初めて、被害者の真に望んでいることを知ることができるであろう。そのような役割を演じる者（機関）は、これまでのように裁判官や検察官（米国に場合）が適任であろうか。裁判官は法律を適用し宣言することによって争訟の解決をはかるのであるから、あるいは、対立する二者双方を言い分を聞いたうえで判断するのであるから、当事者の一方の側に立ってその真意を確認するについては適任ではないのかも知れない。また、検察官は公益の擁護・代弁者であって被害者個人を保護・救済することが目的ではないのでやはり、被害者の立場に立ってその意思を表明するについて適任でないかも知れない。だとすれば、それ以外のアクターがその役割を果たすことになるが、それはいかなる者（機関）であろうか、日本においては配偶者暴力相談支援センターがその任にあたる者（機関）かも知れない。そのように行政機関がこの任を引き受けるとすれば、それは行政機関による個人の人権の実現への支援・促進となると考えることができるかも知れないので、国家機関と人権との関係について新たな論理を創りだしていくことが求められるのかも知れない。

注 釈

- (1) Laurie S. Kohn, *The Justice System and Domestic Violence: Engaging the Case but Divorcing the Victim*, 32 *New York University Review of Law & Social Change* 190, 200 (2008).
- (2) Renee Romkens, *Law as a Trojan Horse: Unintended Consequences of Rights-based Interventions to Support Battered Women*, 13 *Yale Journal of Law and Feminism* 265, 288 (2001).
- (3) Kohn, *Supra* note 1, at 202.

- (4) David A. Ford, Prosecution as a Victim Power Resource: A Note on Empowering Women in Violent Conjugal Relationships, 25 *Law and Society Review* 313, 321 (1991)
- (5) Romkens, *Supra* note 2, at 282, 286.
- (6) Thomas L. Kirsch II, Problems in Domestic Violence: Should Victims be Forced to Participate in the Prosecution of their Abusers?, 7 *William and Mary Journal of Women and Law* 383, 402-04 (2001).
- (7) Michelle R. Waul, Civil Protection Orders: An Opportunity for Intervention with Domestic Violence Victims, 6 *George Public Policy Review* 51, 57 (2000).
- (8) Laurie S. Kohn, Barriers to Reliable Credibility Assessments: Domestic Violence Victim-Witnesses, 11 *American University Journal of Gender Social Policy and Law* 733, 734 (2003).
- (9) Kohn, *Supra* note 1, at 207 citing, Lenore Walker's research on battered women and the cycle of violence is the best known example of this type of work. Lenore E. Walker, *The Battered Woman* xv at 42 (1979).
- (10) *Id.* at 208.
- (11) Christine A. Littleton, Women's Experience and the Problem of Transition: Perspectives on Male Battering of Women, 23 *University of Chicago Legal and Feminism* 23, 38 (1989).
- (12) *People v. Vandersteen*, 2003 Cal. App. at 26-27 (Cal. Ct. App. 2003).
- (13) *State v. Taylor*, 642 So. 2d 160, 166 (La. 1994).
- (14) Kohn, *Supra* note 1, at 211.
- (15) 吉川真美子『ドメスティックバイオレンスとジェンダー』67頁(世織書房)2007年; 拙稿「日本DV法は後進的か?—米国DV法と対比して考える—」*経済理論*第341号65, 80頁(和歌山大学経済学会)2008年。
- (16) Kohn, *Supra* note 1, at 225.
- (17) *Id.* at 226.
- (18) D. C. Code Ann. § 16-1005 (c).
- (19) § 16-1005 (f) & (g).
- (20) Ala. Code § 30-5-7 (2005); Alaska Stat. § 18.66.100 (2006); Ark. Code Ann. § 9-15-205 (2006); Conn. Gen. Stat. § 46b-15 (2006); Ga. Code Ann. § 19-13-4 (2006); Haw. Rev. Stat. § 586-3 (2006); Idaho Code Ann. § 39-6306 (2006); 750 Ill. Comp. Stat. 60/214 (2005); Iowa Code § 236.5 (2005); Kan. Stat. Ann. § 60-3107(e) (2006); Ky. Rev. Stat. Ann. § 403.725 (2006); La. Rev. Stat. Ann. § 46:2136 (2006); Mass. Gen. Laws Ann. ch.209A, § 3 (West 2006); Minn. Stat. Ann. § 518B.01 (West 2005); Miss. Code Ann. § 93-21-15 (West 2006); Nev. Rev. Stat. § 33.020 (2006); N.H. Rev. Stat. Ann. § 173-B:5(III), (VIII) (LexisNexis 2006); N.Y. Fam. Ct. Act § 842 (McKinney 2006); N.C. Gen. Stat. Ann. § 50B-3 (2006); N.D. Cent. Code § 14-07.1-02 (6) (2006); 23 Pa. Cons. Stat. § 6108 (2005); R.I. Gen. Laws § 8-8.1-3

- (2006); S.D. Codified Laws § 25-10-5 (2006); Tenn. Code Ann. § 36-3-605 (2005); Tex. Fam. Code Ann. § 85.001 (Vernon 2005); Vt. Stat. Ann. tit. 15, § 1103 (2006); Wash. Rev. Code § 26.50.030 (2006); W. Va. Code § 48-27-501 (2006); Wis. Stat. § 813.12 (4) (2006). See also *Rudgayzer & Gratt v. LRS Commc'ns, Inc.*, 2003 WL 22344990 (N.Y. Civ. Ct. 2003) (holding that the court has discretionary power to vacate its orders for good cause shown).
- (21) Kohn, *Supra* note 1, at 228.
- (22) *Id.* at 229.
- (23) *Henley v. Iowa Dist. Court*, 533 N.W.2d 199, 202 (Iowa 1995) .
- (24) Kohn, *Supra* note 1, at 230.
- (25) *Carfagno v. Carfagno*, 672 A.2d 751, 757 (N. J. Super. Ct. 1995).
- (26) Kohn, *Supra* note 1, at 230 citing *Torres*, 607 A.2d at 1378 (emphasis in original).
- (27) *Stevenson v. Stevenson*, 714 A.2d 986, 993 ,994 (N. J. Super. Ct. 1998).
- (28) *Id.* at 994.
- (29) *Id.* at 995.
- (30) *I. J. v. I.S.*, 744 A.2d 1246, 1252 (N. J. Super. Ct. 1999).
- (31) Kohn, *Supra* note 1, at 234.
- (32) *Id.* at 235.
- (33) Richard A. Berk, Alec Campbell, Ruth Klap & Bruce Western, A Bayesian Analysis of the Colorado Springs Spouse Abuse Experiment, 83 *Journal of Criminal Law and Criminology* 170, 183 (1992).
- (34) Kohn, *Supra* note 1, citing, David A. Ford & Mary Jean Regoli, The Criminal Prosecution of Wife Assaulters: Process, Problems, and Effects, in *Legal Responses to Wife Assault: Current Trends and Evaluation* 151, 153, 156 (N. Zoe Hilton, ed. 1993).
- (35) Mary E. Asmus, Tineke Ritmeester & Ellen L. Pence, Prosecuting Domestic Abuse Cases in Duluth: Developing Effective Prosecution Strategies from Understanding the Dynamics of Abusive Relationships, 15 *Hamline Law Review* 115, 137 (1991).
- (36) Donna Coker, Crime Control and Feminist Law Reform in Domestic Violence Law: A Critical Review, 4 *Buffalo Criminal Law Review* 801, 818(2001).
- (37) Kohn, *Supra* note 1, at 240.
- (38) Linda G. Mills, Killing Her Softly: Intimate Abuse and the Violence of State Intervention, 113 *Harvard Law Review* 550, 583 (1999).
- (39) Kohn, *Supra* note 1, at 241.
- (40) *Id.*
- (41) *Id.*
- (42) Romkens, *Supra* note 2, at 266.
- (43) Lauren Bennett Cattaneo, Margaret E. Bell, Lisa A. Goodman, & Mary Ann

- Dutton, Intimate Partner Violence Victims' Accuracy in Assessing their Risk of Re-abuse, 22 *Journal of Family Violence* 429, 438 (2007).
- (44) Romkens, *Supra* note 42, at 287.
- (45) Kohn, *Supra* note 1, at 245.
- (46) Kohn, *Supra* note 1, at 246, 248.
- (47) 370 F. Supp. 2d 331, 336 (D. Me. 2005).
- (48) Coker, *Supra* note 36, at 822.
- (49) State v. Lucas, 795 N.E. 642, 648 (Ohio 2003).
- (50) Sarah Lorraine Solon, Tenth Annual Review of Gender and Sexuality Law: Criminal Law Chapter: Domestic Violence, 10 *The Georgetown Journal of Gender and the Law* 369, 339 (2009), citing Adam Liptak, Ohio Case Considers Whether Abuse Victim Can Violate Own Protective Order, N.Y. TIMES, May 30, 2003, at A1; Francis X. Clines, Judge's Domestic Violence Ruling Creates an Outcry in Kentucky, N.Y. TIMES, Jan. 8, 2002, at A1.
- (51) *Id.* at 339, citing Adam Liptak, Ohio Case Considers Whether Abuse Victim Can Violate Own Protective Order, N.Y. TIMES, May 30, 2003, at A1; Francis X. Clines, Judge's Domestic Violence Ruling Creates an Outcry in Kentucky, N.Y. TIMES, Jan. 8, 2002, at A1.
- (52) *Id.* at 339, citing Linda G. Mills, Insult to Injury; Rethinking our Responses to Intimate Abuse 1, 9 (2003).
- (53) Deborah Epstein, Procedural Justice: Tempering the State's Response to Domestic Violence, 43 *William & Mary Law Review*. 1843 (2002).
- (54) Crawford v. Washington, 541 U.S. 36 (2004).
- (55) *Id.* at 68.
- (56) *Supra* note 50, at 406.
- (57) Erin L. Han, Note, Mandatory Arrest and No-Drop Policies: Victim Empowerment in Domestic Violence Cases, 23 *Boston College Third World Law Journal* 159, 187,788 (2003).
- (58) Cheryl Hanna, No Right to Choose: Mandated Victim Participation in Domestic Violence Prosecutions, 109 *Harvard Law Review* 1849, 1866 (1996).
- (59) Sarah M. Harless, Note, From the Bedroom to the Courtroom: The Impact of Domestic Violence Law on Marital Rape Victims, 35 *Rutgers Law Journal* 305, 305 (2003).
- (60) Nichole Miras Mordini, Note, Mandatory State Interventions for Domestic Abuse Cases: An Examination of the Effects on Victim Safety and Autonomy, 52 *Drake Law Review* 295, 321 (2004).
- (61) *Supra* note 54.
- (62) *Id.* at 53, 56.

- (63) *Id.* at 68.
- (64) *State v. Davis*, 111 P.3d 844, 846 (Wash. 2005), affirmed, 547 U.S. 813, 825–26 (2006).
- (65) *Id.* at 822.
- (66) *Id.* at 841.
- (67) Deborah Tuerkheimer, Crawford’s Triangle: Domestic Violence and the Right of Confrontation, 85 *North Carolina Law Review* 1, 23–25 (2006).
- (68) Myrna Raeder, Remember the Ladies and the Children Too: Crawford’s Impact on Domestic Violence and Child Abuse Cases, 71 *Brook. L. Rev.* 311, 340 (2005).
- (69) Kimberly D. Bailey, The Aftermath of Crawford and Davis: Deconstructing the Sound of Silence, 2009 *Brigham Young University Law Review* 1, 31 (2009).
- (70) *Id.* at 33.
- (71) *Id.* at 34.
- (72) Alexandra Natapoff, Speechless: The Silencing of Criminal Defendants, 80 *New York University Law Review* 1449, 1490–91 (2005).
- (73) *Supra* note 69, at 35 citing Catharine A. MacKinnon, *Only Words* 72 (1993).
- (74) Natapoff, *Supra* note 72, 1475
- (75) *Supra* note 69, at 35.
- (76) *Id.* at 39.
- (77) Dorothy E. Roberts, The Paradox of Silence: Some Questions About Silence as Resistance, 33 *University of Michigan Journal of Law Reform* 343, 347–49 (2000).
- (78) *Supra* note 69, at 39.